

令和6年1月31日

陳情第20号

小田原競輪開催業務等包括委託業務契約の精査を求める陳情

小田原競輪開催業務等包括委託業務契約の精査を求める陳情

【陳情趣旨】

令和4年4月1日に小田原市とトータリゼータエンジニアリング株式会社との間で締結された「小田原競輪開催業務等包括委託業務契約」は、令和9年3月までの5年間の契約ですが、契約に至る経緯やその内容に不適切と思える点があり、その結果、市に大きな損失を与えている可能性があります。

1. 料率による委託契約を継続したこと

この契約の前段で、令和2～3年度の2年間の試行期間として締結された契約の募集要項では、売上増収は二の次で、試行期間の目的は経費削減であると明言しています。加えて、令和2年2月5日の建設経済常任委員会で、当時の公営事業部副部長は、平成30年度に包括委託の対象となる事業が4億9000万円ぐらい全て行われており、試行期間では効率化等でさらに削減して、4億4000万円ぐらいでできますよという前提で包括委託を試行導入しているのです。（資料①、②）

しかしながら、「施策の成果」では、令和2年度と3年度の委託料は5億2857万7856円、7億2889万9542円となっており、合計12億5747万7398円で、常任委員会で説明された8億8000万円の1.4倍以上、3億7000万円以上多い支出という結果になりました。

削減するための試行期間で逆に増加してしまったこと、これは「委託料率による契約」が誤りだったことを示しています。

常任委員会の説明では警備員や清掃員を減らすなど、サービスを低下させてでも経費を削るとしていますが、それは受託業者の支出が減るだけであって、市は料率で委託料を支払うのだから、業者の削減策は市の支払いに何の影響も与えません。競輪は車券売上を伸ばすことが求められ、売上げが伸びれば委託料が上がるのは当然であり、委託料率による契約で委託料を削減しようとしたら、売上げを下げなければならず、本末転倒です。2年間の試行期間でそれが分かったにもかかわらず、3年度からは2倍以上の予算を計上し委託料を払おうとするのは異常です。「売上げが上がったから良いのだ」と言いそうですが、もともと総額4億9000万円で全て行っていた業務です。包括委託でなくとも売上げは伸ばせたでしょうし、包括委託前は年間の額を決めて個々の契約をしていたのですから、全業務の額を積み上げて定額による包括委託という選択肢もあったはずで、委託料率による契約を継続したことは不適切です。

2. 執行方法を随意契約としたこと

令和4年度からの業者の選定理由として、「前契約で、公募型プロポーザルで有益な提案を行った現行業者が、ニコニコ生放送で売り上げを69億円伸ばし、引き続きそれが必要だから随意契約単独見積もりとする」としています。しかし前契約では1者しか提案がなく、その理由として、2年間という短期では、既に小田原の内情を熟知している業者とは競えないと判断されたと認識していました。今回は5年間という長期契約となり、前回現地見学会に出席した2者をはじめ、他の業者の参加が見込まれ、競争が行われる期待があったにもかかわらず、随意契約という形で門戸を閉ざしたことは適正であるとは思えません。（資料③、④、⑤）

また、「施策の成果」では、車券発売総額の増加要因として、令和2年度以降のモーニング競輪の導入と拡大がインターネット投票を伸ばしたと説明しています。さらに、令和元年度の下半期からミッドナイト競輪を導入していますが、これもインターネット投票による売上増の要因となっており、69億円の増加がニコニコ生放送だけの効果であるかのように記載し、随意契約の理由とすることは不適切です（資料⑥）

さらに、令和元年度の募集時は、委託料は年5億円程度しか見込めませんでした。令和4年度から8年度の5年間の予算総額は54億円で、当時の2.16倍以上となっており、新たな業者にも十分に競争の余地がありました。

この業者選定理由は、最初からトータリゼータエンジニアリング株式会社ありきで作成したものと恐れ、その適否の客観的な精査が必要です。

3. 料率を下げなかったこと

令和2年度、3年度の試行期間は、本場開催業務が「車券売上金額の4.0%に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた金額」とされていました。これは、平成30年度の、売上げが低かった頃に委託料が占める割合を基としています。ところが、試行期間が終わり、4年度からの契約を結ぶにあっても、まったく同じ料率としています。令和元年度、2年度、3年度と、明らかに車券売上げが伸びているにもかかわらず、平成30年度の値を使っているのです。「施策の成果」の売上げを見ると、

平成30年度： 110億9463万1900円

令和元年度： 124億3041万5400円

令和2年度： 128億988万5700円

令和3年度： 174億8215万2700円

令和4年度： 241億9852万300円

と伸びていますが、それはミッドナイト競輪やモーニング競輪の導入・拡大効果です。

試行期間の料率は、平成30年度の委託料総額4億9000万円を分子とし、車券売上げを分母として求められたものですから、車券売上げが伸びれば分母が大きくなり、率は下がるはずですが、開催方法の改善によって3年度までに車券売上げを伸ばしたのですから、分母を増やして率を下げるべきところ、そのままの率で契約したため、4年度の委託料は8億6000万円にまで高騰し、試行前の見込みより4億2000万円も余計に委託料を支払うこととなってしまいました。ニコニコ生放送のために4億円以上を払ったことになりませんが、元年度から3年度までに69億円増え、さらに4年度には67億円増えた車券売上げ、合計136億円の増が、本当にニコニコ生放送だけの成果でなければ、その支出は適切でなく、市に損失を与えていることになります。

4. 契約の履行を確認していないこと

契約書の第15条で「市内業者への配慮」を定めており、建設経済常任委員会では「市内業者が20%程度を占めていて、それを継続する」と説明しています。（資料⑦、⑧）

契約内容の履行を確認するためには、トータリゼータエンジニアリング株式会社が市内業者にどれだけ発注しているかを把握する必要があります。しかし、公文書公開請求に対し、文書不存在という回答が返ってきました。

包括委託に含まれる全ての業務を対象として、車券売上げに率を乗じて委託料を算出しているのですから、車券売上げが増えれば当然市内業者への発注額も増え、「20%程度」が維持されているはずですが、契約が誠実に履行されているかの確認のためには、包括委託の内訳としての、市内業者への発注額を確認することが不可欠です。

【陳情項目】

小田原市議会として、小田原競輪開催業務等包括委託業務契約の問題点について、市への聴取や資料請求による精査を行い、結果を公表した上で、委託料の適正化を指導していただきたい。

令和6年1月31日
小田原市議会議長
大川 裕 様

提出者
小田原市東町四丁目11番41号
手塚 満 ㊞